



市内在住の皆さんへ 地デジ相談会を開催します

テレビのアナログ放送は7月24日に終了します。皆さん、地上デジタル放送（地デジ）の準備は済みましたか。

地デジに関する相談会を行いますので、都合の良い日にお越しください。機器の販売や契約は一切行いませんのでご安心ください。地デジの準備に必要な情報を、専門の担当者がていねいに説明します。

【地デジ相談会日程】

会場	実施日	実施時間
財田庁舎	13日（月）～15日（水）	午前9時～午後4時
山本庁舎	16日（木）～17日（金）	
豊中庁舎	20日（月）～21日（火）	
マリンウェーブ	22日（水）～24日（金）	
三野町社会福祉センター	27日（月）～28日（火）	
仁尾庁舎	29日（水）～30日（木）	
高瀬町農村環境改善センター	7月 1日（金）～31日（日）（土・日・祝日含む）	
三豊市役所	8月 1日（月）～26日（金）の平日（月～金）	

地デジ臨時相談コーナーを設置

地上デジタル放送（地デジ）に関する臨時相談コーナーを設置します。スタッフは不在ですが、地デジに関するチラシやパンフレット、お問い合わせ用の携帯電話を用意しています。お気軽にご利用ください。

【地デジ臨時相談コーナー設置場所】

会場	設置期間
財田町公民館	6月13日（月）～8月26日（金）（土・日・祝日含む）
山本庁舎	6月13日（月）～8月26日（金）の平日（月～金）
詫間庁舎	
詫間町粟島開発総合センター	6月14日（火）～8月26日（金）の月曜日以外

- * 各会場の駐車場には限りがありますのでご注意ください。
- * 事前の申し込みは必要ありません。
- * 都合により変更・中止となる場合があります。

▶お問い合わせ 総務省香川県テレビ受信者支援センター（デジサポ香川）

☎087-883-5521

（平日9:00～21:00／土・日・祝日9:00～18:00）



2011年7月地デジ化 完了

Analog broadcast will fully switch over to Digital broadcast by July 2011.

©日本民間放送連盟 2009

忘れていませんか 国民年金の届け出・手続き

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人すべてが加入する制度です。届け出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残ったり、万一、亡くなられたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。



次のようなときは、市役所への届け出が必要です。届け出を忘れずに行つて、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

●20歳になったとき

厚生年金や共済組合に加入していない人が20歳になったときは、国民年金の第1号被保険者になりますので、市役所に「国民年金被保険者資格取得届」を提出します。

●会社を退職したとき

会社などに勤めていて厚生年金や共済組合に加入している人は、国民年金の第2号被保険者になっています。第2号被保険者の人が60歳になる前に会社などを退職したときは、国民年金の第1号被保険者になりますので、市役所に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

●被扶養配偶者の収入が増えたとき

会社などに勤めて、厚生年金や共済組合に加入して

いる人の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の人に限り）は、国民年金の第3号被保険者になります。

第3号被保険者のパート収入などが130万円以上になったときは、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になりますので、市役所に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

●被扶養配偶者の配偶者が退職したとき

配偶者が退職して厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、それまで国民年金の第3号被保険者だった人は、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になりますので、市役所に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

※第3号被保険者の人が離婚したときにも、第1号被保険者になるための手続きが必要です。

※老齢厚生年金等を受ける権利をもっている配偶者が65歳になって第2号被保険者でなくなったときも、それまで第3号被保険者だった人は、第1号被保険者になるための手続きが必要です。

●加入するとき、加入者の種別が変わるとき

事項	国民年金の種別
20歳になったとき	年金未加入 ↓第1号被保険者
会社を退職したとき	第2号被保険者 ↓第1号被保険者
第3号被保険者のパート収入が増えたとき、配偶者が退職したとき、離婚したとき	第3号被保険者 ↓第1号被保険者

●免除制度などをご利用ください

平成23年度の国民年金の第1号被保険者の保険料は、月額15,020円です。

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、免除制度や学生納付特例制度があり、市役所または年金事務所への申請手続きによって、保険料の納付が免除されたり猶予されたりして、保険料の未納を防止できます。

▼問い合わせ

市民課 ☎73・3005
善通寺年金事務所 ☎0877（62）1660
ねんきんダイヤル ☎0570（05）1165

農業者年金の現況届は忘れずに提出を

農業者年金の経営移譲年金や農業者老齢年金を受給されている人は、現況届を必ず提出してください。

○現況届が手元に届く時期

5月末頃に、農業者年金基金から受給者に郵送しています。

○現況届の提出期限

6月30日（木）までに農業委員会事務局または各支所へ提出してください。

○現況届の提出を忘れると

年金の支払が差し止められることがありますので、ご注意ください。

▼問い合わせ

農業委員会事務局 ☎73・3046